

# 監査報告書

令和8年6月9日

学校法人 近畿大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人近畿大学

監事 關戸 智好

監事 米田 隆一

私たち学校法人近畿大学監事は、私立学校法第52条第1号及び近畿大学寄附行為第29条第1項第1号の規定に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務、財産の状況及び理事の職務執行の状況について監査を実施いたしました。その方法及び結果について、近畿大学寄附行為第29条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席し、理事及び職員等から業務の報告を受けるとともに、重要書類等を閲覧し、業務執行の状況及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 内部統制システムの整備（私立学校法第36条第3項第5号に規定する体制）及び運用の状況について、必要に応じて職員に説明を求めました。
- (3) 会計監査人が、独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（私立学校法施行規則第37条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査の結果

- (1) 事業報告書等の監査結果
  - ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い学校法人近畿大学の令和7年度における業務執行の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 理事の職務の執行に関し、法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムの整備についての理事会の決議内容は相当であり、また、運用状況についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録は、学校法人近畿大学の令和 7 年度における財産及び収支の状況を適正に示しており、会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であるものと認めます。

以 上